

子ども・子育て支援事業計画について

1 必須記載事項

(1) 教育・保育の提供区域の設定（法第61条第2項第1号）

《想定される記載内容》

「保育量の見込み」・「保育体制の確保」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが異動することが可能な地域（以下「教育・保育提供区域」という。）を設定。

記載例：小学校区単位、中学校単位、特定の地区単位

(2) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（法第61条第2項第2号）

《想定される記載内容》

教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（以下「必要利用定員総数」という。）」を定める。

- ① 現在の保育所・幼稚園等の利用状況とニーズ調査による今後の「利用希望」を踏まえて設定。
- ② 新制度における保育の必要性の認定区分ごとに設定。
 - 1号認定：満3歳以上の保育の必要性なし（教育のみ）
 - 2号認定：満3歳以上の保育の必要性あり
 - 3号認定：満3歳未満の保育の必要性あり

記載例：A地域の場合

区分		平成27年度		
		1号 3～5歳 学校教育のみ	2号 3～5歳 保育の必要あり	3号 0～2歳 保育の必要あり
①量の見込み(必要利用定員総数)		80	120	80
②確保の内容	a 保育所 (定数:100名)	100	130	70
	b 保育所 (定数:100名)			
	c 幼稚園 (定数:100名)			
	地域型保育事業	0	0	0
②-①		20	10	▲ 10



1号と2号は保育量の見込みに対し、受入体制が確保できている。
3号は、受入体制が不足。

区分		平成28年度		
		1号 3～5歳 学校教育のみ	2号 3～5歳 保育の必要あり	3号 0～2歳 保育の必要あり
①量の見込み(必要利用定員総数)		80	120	80
②確保の内容	a 保育所 (定数:100名)	100	130	80
	b 保育所 (定数:110名)			
	c 幼稚園 (定数:100名)			
	地域型保育事業	0	0	0
②-①		20	10	0

平成27年度は、3号の受入体制が10名分不足していたが、b保育所の定員を10名増やすことにより、不足していた10名分の受入体制を確保。

同様に29～31年までの量の見込みとその受入体制について、記載。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施する事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

《想定される記載内容》

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

- ① 法定の13事業のうち、該当する事業の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえ設定。

事業名	事業内容	町の 実施状況
①利用者支援	(新)事業内容などの情報提供・助言・関係機関との連絡調整(例:横浜市の保育コンシェルジュ事業)	無
②地域子育て支援拠点事業	公共施設等の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う	有
③妊婦健診	妊産婦に対する健康診査(14回程度)	有
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、情報提供や養育環境の把握	有
⑤養育支援訪問事業	療育支援が必要な家庭の訪問し、保護者の育児、家事の養育能力の向上支援	有

続き

事業名	事業内容	町の実施状況
⑥子育て短期支援事業	保護者が疾病等により児童の養育が困難な場合、施設で養育・保護	有
⑦ファミリー・サポート・センター事業	援助を受けたい者と援助を行うことを希望する者との連絡調整	有
⑧一時預かり	家庭での保育が困難な乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業	有
⑨延長保育事業	保育所の通常保育時間を超えて保育を行う事業	有
⑩病児・病後児保育事業	児童が急な病気の際、病院等の専用スペースで一時的に保育する事業	有
⑪放課後児童クラブ	児童に対し学校等で、放課後の生活の場を提供し、その健全育成を図る	有
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	(新) 保護者が支払う時間外保育、日用品等の費用の全額、一部を助成	無
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	(新) 保育事業等に民間参入を促進するための事業	無

注) (新) は新制度からの創設事業

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

《想定される記載内容》

- ① 認定こども園の設置、設置時期、認定こども園の普及に係る考え方
- ② 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策など

2 任意記載事項

事項	内容
① 計画の理念等	基本理念、目的など
② 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時に特定教育・保育施設等を円滑に利用できるような環境の整備
③ 子供に関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実について、県との連携。
④ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と家庭の調和の実現のための働き方の見直しや仕事と子育ての両立のための基盤整備
⑤ 計画の策定の時期	

⑥計画の期間（５年間）	
⑦計画の達成状況の点検及び評価	各年度における計画の達成状況を点検及び評価する方法を定めること

3 ニーズ調査の実施について

（１）実施の目的

「子ども・子育て支援事業計画」策定の基となる「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援」の「量の見込み」の算出に必要な「今後の利用希望」を把握するため、子どもの保護者を対象として、「ニーズ調査」を実施する。

（２）調査対象

- ・ 0歳から5歳の未就学児童（1,017名）全てを調査対象とし、その保護者。
- ・ 妊娠中の者（35名）注）第1子の保護者

（３）調査期間

平成25年12月中旬から平成26年1月上旬

（４）配布・回収方法

- ア 町内保育所等入園児の保護者
入所施設を通じ、配布及び回収 対象679名
- イ 町外保育施設入園児の保護者、未入所児の保護者及び妊娠中の者
郵送による配布及び回収 対象373名